範囲にカットオフを有する場合において、灯火ユニットの光源の目標光束の総和が自動車の車両中心線を含む鉛直面により左側又は右側に区分された部分当たり2,000lmを超えるものであって、かつ、次に掲げるものをいう。

一～三　（略）

16　前照灯洗浄器の洗浄性能等に関し、保安基準第32条第13項の告示で定める基準は、次に掲げる基準とする。

一～四　（略）

17　（略）

18　前照灯洗浄器の取付位置、取付方法等に関し、保安基準第32条第14項の告示で定める基準は、次に掲げる基準とする。

一・二　（略）

19・20　（略）

（低速走行時照射灯）

第200条の２　（略）

２・３　（略）

４　低速走行時照射灯の取付位置、取付方法等に関し、保安基準第33条の３第３項の告示で定める基準は、次に掲げる基準とする。この場合において、低速走行時照射灯の照明部、個数及び取付位置の測定方法は、別添94「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法（第２章第２節及び同章第３節関係）」によるものとする。

一～七　（略）

八　低速走行時照射灯の直射光又は反射光は、当該低速走行時照射灯を備える自動車及び他の自動車の運転操作を妨げるものでないこと。この場合において、低速走行時照射灯の見かけの表面が地上１ｍの位置から直接視認できないものは、この基準に適合するものとする。

九・十　（略）

５　（略）

（車両後退表示投影装置）

第214条の２　車両後退表示投影装置の灯光の色、明るさ等に関し、保安基準第40条の２第２項の告示で定める基準は、次に掲げる基準とする。

一　車両後退表示投影装置の照射光線は、他の交通を妨げないものであること。この場合において、第４号に定める範囲における光度が8,000cd以下のもの又は協定規則第48号の規則5.及び6.の規定に適合するものは、この基準に適合するものとする。

二・三　（略）

四　車両後退表示投影装置が路面に投影する表示は、自動車の最後端に接する車両中心面と直交する鉛直面、自動車の最後端から3,000㎜後方にある車両中心面と直交する鉛直面及び車両中心面から1,875㎜の距離にある車両中心面に平行な２つの鉛直面により囲まれる車両中心面に対して対称な長方形の範囲内にあること。

五　（略）

２　（略）

３　車両後退表示投影装置の取付位置、取付方法等に関し、保安基準第40条の２第３項の告示で定める基準は、次に掲げる基準とする。

一～三　（略）

範囲にカットオフを有する場合において、灯火ユニットの光源の目標光束の総和が自動車の車両中心線を含む鉛直面により左側又は右側に区分された部分当たり2,000lmを超えるものであって、かつ、次に掲げるものをいう。

一～三　（略）

16　前照灯洗浄器の洗浄性能等に関し保安基準第32条第12項の告示で定める基準は、次のとおりとする。

一～四　（略）

17　（略）

18　前照灯洗浄器の取付位置、取付方法等に関し保安基準第32条第13項の告示で定める基準は、次のとおりとする。

一・二　（略）

19・20　（略）

（低速走行時照射灯）

第200条の２　（略）

２・３　（略）

４　低速走行時照射灯の取付位置、取付方法等に関し、保安基準第33条の３第３項の告示で定める基準は、次に掲げる基準とする。この場合において、低速走行時照射灯の照明部、個数及び取付位置の測定方法は、別添94「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法（第２章第２節及び同章第３節関係）」によるものとする。

一～七　（略）

八　低速走行時照射灯の直射光又は反射光は、当該低速走行時照射灯を備える自動車及び他の自動車の運転操作を妨げるものでないこと。この場合において、低速走行時照射灯の見かけの表面が地上面からの高さ１ｍの位置から直接視認できないものは、この基準に適合するものとする。

九・十　（略）

５　（略）

（車両後退表示投影装置）

第214条の２　車両後退表示投影装置の灯光の色、明るさ等に関し、保安基準第40条の２第２項の告示で定める基準は、次に掲げる基準とする。

一　車両後退表示投影装置の照射光線は、他の交通を妨げないものであること。この場合において、第４号に定める範囲における光度が8,000cd以下のもの又は協定規則第48号の規則5.36.5.の規定に適合するものは、この基準に適合するものとする。

二・三　（略）

四　車両後退表示投影装置が路面に投影する表示は、自動車の最後端に接する車両中心面と直行する鉛直面、自動車の最後端から3,000㎜後方にある車両中心面と直行する鉛直面及び車両中心面から1,875㎜の距離にある車両中心面に平行な２つの鉛直面により囲まれる車両中心面に対して対称な長方形の範囲内にあること。

五　（略）

２　（略）

３　車両後退表示投影装置の取付位置、取付方法等に関し、保安基準第40条の２第３項の告示で定める基準は、次に掲げる基準とする。

一～三　（略）